

岐阜県立池田高等学校「学校いじめ防止基本方針」

「学校いじめ防止基本方針」策定の根拠

【いじめ防止対策推進法（法律第71号）】

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1. いじめの問題に対する基本的な考え方

【基本理念】

いじめは、すべての生徒に関する問題であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

したがって本校では、すべての生徒がいじめを受けることがないように、すべての生徒の「居場所づくり」と「絆づくり」に取り組むとともに、積極的な生徒理解と深化をはかることにより、いじめ防止等のための対策を行う。

【いじめの理解】

「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうる」ものであり、また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであるとの意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法：第2条）

【いじめの解釈】

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目しいじめに該当するか否かを判断するものとする。（国の方針基準）

【いじめの4層構造】

いじめは、“加害者”と“被害者”だけでは成立せず、それ以外の第三者がいるために成立する。

第三者とは、“観衆”と“傍観者”である。観衆とは、いじめをはやし立てて見ている人。傍観者とは特に何もしていないが、いじめを黙認している人たちであり、ともに、間接的にいじめに加担していることとなる。いじめは、この4層構造により成立するのである。

【生徒の責任】

生徒はいじめを行ってはならない。また、いじめを見て見ぬふりをしてはいけない。

【学校及び職員の責務】

学校及び職員は、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の教育活動全体を通じ「いじめは絶対に許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自己の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築する能力の育成に努めなければならない。

保護者や地域、関係機関等との連携を図りながら学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、「いじめられている生徒には非はない」との認識の基に、適切かつ迅速な組織的対応をしなければならない。

【評価】

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

【説明】

学校が策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。

2. いじめの態様

いじめの内容	抵触する可能性のある刑罰法規
A 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる	脅迫・名誉毀損・侮辱
B 仲間はずれ、集団による無視	
C 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	暴行
D ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	暴行、傷害
E 金品をたかられたりする	恐喝
F 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	窃盗、器物損壊
G いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	強要、強制わいせつ
H パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	名誉毀損、侮辱

3. いじめ防止等（未然防止、早期発見、対処）の対策のための組織

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

【国の方針基準】

法第22条においては、学校いじめ対策組織は「当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される」とされているところ、「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。

さらに、可能な限り、同条の「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を当該組織に参画させ、実効性のある人選とする必要がある。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。

いじめ問題に関する学校の取組 ～主な流れ～

池田高等学校

いじめ防止対策委員会 の設置と学校としての取組の策定

年間を通した取組

いじめを起こさないための日常の取組

いじめを早期に発見するための取組

いじめの訴え、いじめに関する情報、いじめと思われる状況の察知

- 日常における児童生徒の兆候を把握する。(担任・全教職員)
- 養護教諭やスクールカウンセラー等の専門性を生かす。

管理職等への報告、事実確認等の対応の決定

- いじめの判断は、一人ではない。(生徒指導主事、学年主任等への報告・協議)
- 校長へ迅速に報告し、初動対応の方向を決定する。
- 情報の提供者に迷惑がかからないよう配慮する。

関係児童生徒からの事実の確認

- 複数の教員で対応し、個別で話を聞く。 ●共感的に聞き、事実を確実に確かむ。

いじめ防止対策委員会 において対応方針の決定

- いじめた子、いじめられた子に対する具体的な対応や指導の手順等を検討する。
- 学級担任一人に任せることなく、役割分担を明確にする。
- 校長のリーダーシップの下、決定した対応方針を職員間で共通理解する。

他の児童生徒への指導

- 新たないじめを防止するための指導を行う。
- 傍観者や巻き巻きもいじめを助長していることを理解させる。

関係機関との連携

- 教育委員会、警察、子ども相談センター、市町村、民生委員、専門医等と連携・協力を図る。(情緒不安定、恐喝や暴行等の犯罪行為)

いじめられた児童生徒、保護者への援助

- 保護者からの訴えや相談には、気持ちに寄り添い、親身になって応じる。
- 解決に向けて保護者と共に支援する体制をつくる。
- カウンセリング等の継続支援を行う。
- 家庭訪問は、原則として複数教員で行う。

いじめた児童生徒、保護者への指導・対応

- 行った行為について、許されないことを十分に自覚させ、謝罪方法等を一緒に考える。
- いじめを繰り返さないためにいじめの背景にあった状況について一緒に考える。
- 家庭訪問は、原則として複数教員で行い、指導について説明し、理解を得る。

継続指導、指導の見直し

いじめの解消

いじめ防止対策委員会 における取組の定期的な見直し

早期発見・事案対処マニュアル

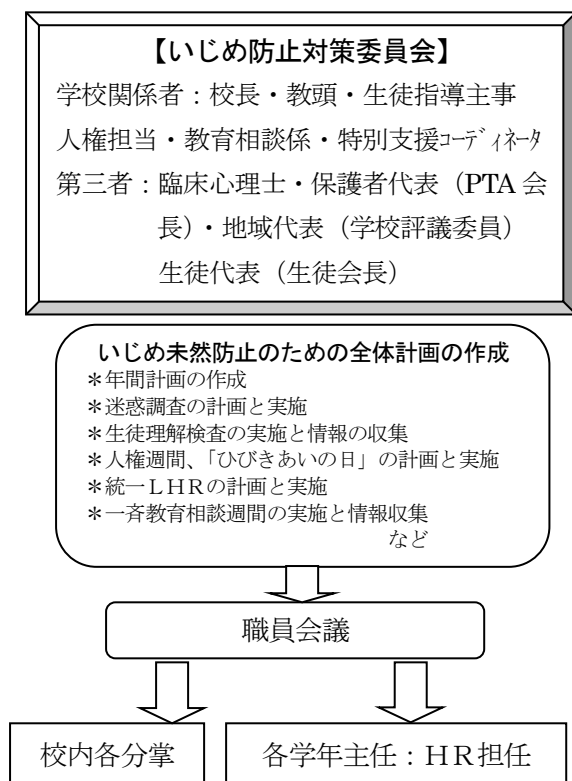
初期対応	<input type="checkbox"/> 管理職に第一報 <input type="checkbox"/> 複数の教職員で対応 <input type="checkbox"/> 事実確認 *被害生徒、加害生徒、関係生徒への事情の聴き取り、教育相談係への相談状況等の確認 *被害者の立場に立って、行為としての事実を確認する *必要に応じて複数の情報のすり合わせを行い、正確な情報を集約する <input type="checkbox"/> 加害生徒の保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 被害生徒の保護者への連絡	
情報収集	<input type="checkbox"/> 被害生徒・加害生徒・周囲にいた生徒から事情の聴き取り *被害生徒には、教職員が必ず安全を守ることを伝え、加害生徒からの報復を恐れず真実を語るよう援助する *加害生徒からの聴き取りでは、生徒が発言中に判定を下さず、いじめに至った背景や心情等、加害生徒の思いにもしっかりと耳を傾ける *不測の事態に備え、生徒は一人にしない *複数の教職員で、関係する生徒からそれぞれ別室で聴き取る *生徒自身に状況を書かせる <input type="checkbox"/> 場合によっては、関係機関（警察等）や中学校の状況を出身中学校等に問合せ <input type="checkbox"/> 情報を時系列で詳細かつ正確に記録（事実のみ5W1Hで記載）	
報連相	<input type="checkbox"/> 管理職に報告した上での いじめ防止対策委員会 の開催 *情報集約 *被害生徒・保護者への対応・支援、加害生徒・保護者への指導・支援 *他の生徒への対応 *今後の対応策、役割分担、指導方法等の原案作成 <input type="checkbox"/> 緊急職員会議の開催 <input type="checkbox"/> 全教職員への周知と共通認識を図る *今後の対応策の見当と役割分担 <input type="checkbox"/> 関係生徒への指導・支援、他の生徒への対応、保護者への対応、関係機関（警察等）との連携について協議 <input type="checkbox"/> 地域担当生徒指導主事に報告 <input type="checkbox"/> 重大事案は県教委学校安全課生徒指導係に報告 *電話連絡の後、第一報報告様式で報告 Tel058-272-1111(内線 3143) <input type="checkbox"/> 場合によっては、PTA会長に報告	
生徒への対応	被害生徒	加害生徒
	<input type="checkbox"/> 共感的理解に基づく指導・支援 *本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が支えることを約束する *今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮して決定する <input type="checkbox"/> 教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケア	<input type="checkbox"/> 「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした態度を示す <input type="checkbox"/> 叱責や説諭にとどまらず、生育歴や人間関係、家庭状況等、生徒理解に努め、加害生徒の気持ちも理解しながら再発防止に向けた指導、支援を行う <input type="checkbox"/> 形式的な謝罪ではなく、心からの謝罪となるよう、粘り強く指導する <input type="checkbox"/> 心のケアを行う
	周囲の生徒への対応	
	<input type="checkbox"/> 周囲の生徒からいじめの情報提供があった場合 *その勇気ある行動を褒め、できる限り具体的な事実を聴き取る その際には情報提供者が誰なのか分からないよう配慮する *騒ぎ立てたり、話を不用意に広めたりすることがないように指導する <input type="checkbox"/> 「いじめは絶対に許さない」という教職員の姿勢を示し、学校・クラス全体の問題として取り組む環境をつくる	
保護者への対応	被害生徒の保護者	加害生徒の保護者
	<input type="checkbox"/> 電話による概要説明 *事実のみを正確に伝え、家庭訪問の了解を得る <input type="checkbox"/> 家庭訪問の実施 *複数の教職員で家庭訪問し、（管理下で起きた場合は）管理下で起きたことに対する謝罪を第一とする *詳細を説明し、誠意をもって対応する *学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する *場合によっては警察に被害届を出す	<input type="checkbox"/> 概要説明（家庭訪問、保護者来校等） *複数の教職員で面談し、事実を整理して伝える *温かい態度で接し、加害生徒への非難は避ける *加害生徒が複数いる場合は公平に対応する <input type="checkbox"/> 今後の対応策を相談 *保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の支援の在り方について、共に考える *学校の指導・支援の在り方について説明する *被害生徒への対応（謝罪等）について相談する *事象の具体的な内容や被害生徒の心情を正確に伝え、今後の学校の取組について、理解と協力を依頼する

※いじめ防止対策推進法、国及び県のいじめ防止基本方針、学校いじめ防止対策基本方針に基づき、いじめ防止対策及びいじめへの具体的な対応を円滑に実施すること。

平時の組織

いじめ防止対策委員会

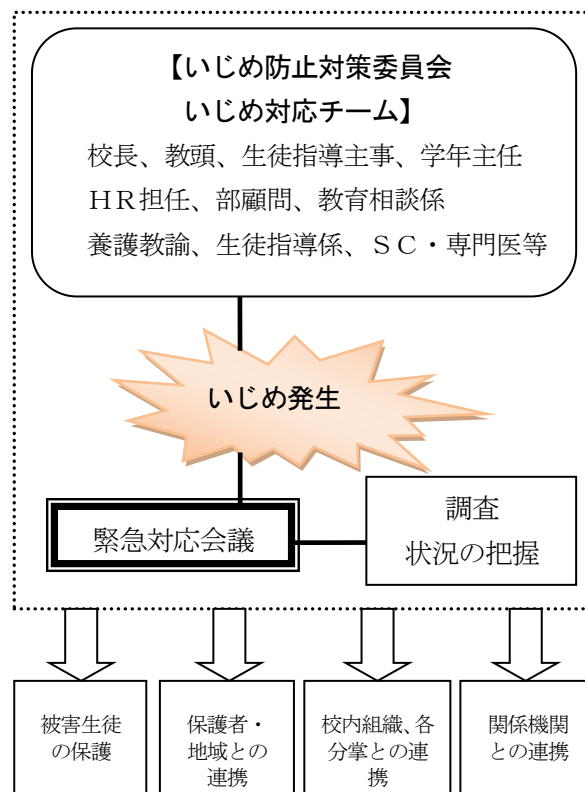
【未然防止、早期発見のための対策組織】



いじめ発生時の組織

いじめ防止対策委員会・いじめ対応チーム

【早期解消・再発防止のための対策組織】



4. いじめの防止（未然防止のための取組等）

全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じとる事のできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるように努める。この場合において、県が実施した「いじめ・不登校等未然防止事業」の成果を積極的に活用する。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることも考えられる。

(1) いじめ防止教育の充実

ア. 生徒の豊かな情操と道徳心を養い、自己の存在と他者の存在を等しく認め合い、お互いの人格を尊重しあえる態度を育てるため、すべての教育活動を通じた取組を推進する。

イ. 人権週間、「ひびきあいの日」における取組の充実。

◇人権講話

(全学年：11月または12月)

◇統一LHRの有効的な活用

(全学年：11月または12月)

ウ. HR活動においては「アサーショントレーニング」や「いじめの問題を考える」などのワークショップなどを積極的に取り入れ、生徒がいじめや卑怯な振る舞いをしない、見過ごさないことにクラス単位で取り組むとともに、生徒の「居場所づくり」を積極的に行う。

エ. 日常の活動として、ストレス・フリーな学校生活の実現に、組織的に取り組む。

オ. 学校行事や部活動など、生徒の体験的な活動を推進し、すべての生徒が自信を持ち自己有用感を獲得できるように努める。

(2) 学校における人間関係の構築

ア. より深い生徒理解を推進し、一人一人の「心」のサインや身体的な変化を見逃すことなく、個に応じた援助を積極的に行う。また、家庭においても、児童生徒の心の状態まで含めた把握が一層なされるよう、保護者に対して積極的に働き掛ける。

イ. いじめやその他の問題を早期に把握するため、定期的調査を実施する。

◇教育相談週間 (年2回 4月・10月)

◇迷惑調査アンケート (全学年：年3回 6月・10月・1月)

◇学校の教育活動に関するアンケート (生徒・保護者：7月～8月)

ウ. 生徒理解に関する検査の実施とその有効的な活用。

◇i-check (アイ・チェック) 生徒自己理解調査 (1・2年生：5月)

エ. 教育相談活動の充実

すべての生徒を対象とした、日常生活全般における教育相談を活用して「小さなサイン」を鋭く捉え、いじめの未然防止に努める。

【いじめを防止する教育相談の機能】

「開発的教育相談」：すべての生徒を対象に、学業面・社会面・進路面・健康面で豊かな成長を支援する。

「予防的教育相談」：「小さなサイン」を鋭く捉え、問題の未然防止を図る。

「問題解決的教育相談」：生徒が抱えている問題に向き合い、解消・解決を目指す。

◇全校一斉教育相談週間 (2者懇談) (全学年：4月・10月)

オ. 教師と生徒との人間関係の構築

いじめに関する「本人の訴え」、「他からの情報」は生徒との信頼関係が構築されていなければ機能しない。このため日頃から生徒との信頼関係を培う取組が必要。

(3) いじめ防止のための校内体制

ア. 現行の生徒部会の他に「いじめ防止対策委員会」を設置し、実効のないいじめ防止対策活動の計画・実施を行う。

イ. いじめ防止対策委員会においては、教育相談担当、養護教諭が加わりいじめ防止のための支援を行う。

ウ. スクールカウンセラーや専門医等との連携を密に行う。

エ. 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図り、いじめ防止の取組に対する協力・支援が得られるようにする。

(4) 学校及び各分掌の取組

【学校全体】

- ・教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。(地域貢献やボランティア等)
- ・お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。

- ・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。

【生徒指導部】

- ・学校生活における規律を正し、生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・定期的に「いじめ実態調査」（生活実態調査や迷惑調査等）を実施し状況を把握する。
◇県のいじめ調査に合わせて年3回実施（6月、11月、1月）
- ・教育相談体制を整え、全ての教員がいじめ相談に対応できるよう職員研修を実施する。
- ・心理検査や性格検査等を有効に活用できるよう職員研修を実施する。
- ・情報モラルに関する指導を定期的実施する。
- ・外部機関（警察、子ども相談センター、町役場福祉課等）との連携を図る。
- ・MSリーダーズ活動を通じて社会貢献活動へ参加し、社会の一員としての自覚を醸成することで、自己有用感や自己肯定感を育む。

【教務部】

- ・授業規律を整えるとともに、教科指導ではわかる授業を確立する。
- ・ユニバーサルデザイン授業を推進する。

【進路指導部】

- ・進路目標の早期指導により、高校3年間の方向付けや目的意識を育成する。
- ・インターンシップや社会体験学習により社会における規律を習得させる。

【特別活動部】

- ・HR活動の工夫により、生徒間のコミュニケーション力を育成する。
- ・集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
- ・生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ・学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。
- ・部活動や各学校行事、クラス行事などを通じ、規律ある生活や行動力を育成する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。

【渉外部】

- ・育友会総会や学年保護者集会等でのいじめ防止に向けた研修や講演会を開催する。
- ・保護者会等でのいじめ撲滅に向けた活動を推進する。
- ・いじめ問題について地域、家庭が連携した対策を推進する。

【保健厚生部】

- ・毎日の清掃活動により環境を整えるとともに、HRTを中心に、教室内の整理整頓に努め、教育活動に集中できるようにする。

5. いじめの早期発見（いじめの徴候を見逃さない・見過ごさないための手立て）

ア. 面接によるいじめの発見(面談による情報収集)

◇教育相談週間の活用

教育相談実施後のクラスごとの情報収集（教育相談担当）

◇三者懇談の活用

◇進路相談面接の活用

イ. アンケート調査によるいじめの発見

◇迷惑調査アンケート

◇保護者アンケート（7月）の分析

ウ. 保健室、教育相談室利用状況の確認

エ. 学年会・職員会議による生徒情報の共有

学年会・(生徒指導担当者) → 生徒部会 → 管理職

オ. 授業時間、休み時間の校内巡回活動

◇年度当初に、生徒部・学年会が企画・立案

カ. 外部機関との連携

◇警察・少年補導センター (担当: 生徒指導主事)

◇教育委員会教育研修課との連携による、ネットパトロール情報の収集

6. いじめ事案への対処(措置)

教職員全員の共通理解を図りながら、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して対応に当たる。

法第23条1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等から相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員はいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

発生したいじめへの対応

ポイントⅠ【素早い対応】

- ① 最悪を想定した対応を心がける
- ② 人権侵害との認識を持って対応
- ③ 被害者の保護を優先に考える
- ④ 毅然とした指導を行う
- ⑤ 集団改善の視点から取組を行う
- ⑥ 再発防止へ十分配慮する

ポイントⅡ【事実の正確な把握】

- ① いじめの対象は誰か
- ② いじめの構造を正確に分析する
(いじめの4層構造を明確に把握する)
- ③ いじめの態様は
- ④ 被害者の状況の把握
- ⑤ 保護者の状況の把握
- ⑥ 二次的な問題の有無

ア. 保護者との連携

- ・保護者の心情の理解
- ・緊密な連携の確認
- ・本人への支援方法の協議
- ・学校の指導方法への理解

□電話による概要説明

*事実のみを正確に伝え、家庭訪問の了解を得る。

□家庭訪問の実施

*複数の教職員で家庭訪問し、(管理下で起きた場合は)管理下で起きたことに対する謝罪を第一とする。

*詳細を説明し、誠意を持って対応する。

*学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する。

*場合によっては警察に被害届を出す。

イ. 被害者への支援

- | | | |
|----------|----------|---------|
| ・心の支援を保障 | ・目に見える対応 | ・対応策の提示 |
| ・人間関係の改善 | ・課題解決の援助 | |

共感的理解に基づく指導・支援

*本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、学校の教職員が一丸となって支えることを約束する。

*今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮して決定する。

教育相談係や養護教諭等による心のケアを継続して実施する。

ウ. 加害者への指導

- | | | |
|----------|--------------|---------|
| ・事実関係の確認 | ・相手への共感 | ・相手への謝罪 |
| ・保護者との連携 | ・法的責任についての確認 | |

「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした態度を示す。

叱責や説諭にとどまらず、生育歴や人間関係、家庭状況等、生徒理解に努め、加害生徒の気持ちも理解しながら再発防止に向けた指導、支援を行う。

形式的な謝罪ではなく、心からの謝罪となるよう、粘り強く指導する。

心のケアを継続して実施する。

エ. 学校全体への指導

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| ・毅然とした指導 | ・指導姿勢の明確化 | ・指導手順の遵守 |
| ・指導法の工夫 | ・再発防止策の実行 | |

「いじめ撲滅」に向けた、毅然とした指導を組織的・計画的に実行する。

学級における指導においては、被害を受けた当事者および保護者から了承を得たうえで指導を開始する。

「いじめられる側にも問題がある」との意識を払拭されているか確認する。

加害者を一方的に責めることがないように、事前の配慮、準備を行う。

「いじめを起こさない」という意欲の喚起に結びつけられる「終末」を準備して指導する。

いじめの「解消」の定義

いじめは、単に謝罪を以って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態は少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月を目安として継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面接等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面接等により確認するなど適切に対応する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を維持するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが解消している状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

7. いじめ防止のための年間計画

月	会議・行事等	未然防止のための取組	早期発見のための取組
4	いじめ防止対策委員会	学級・人間関係づくり	昼休み巡回指導
	新入生オリエンテーション		個人面談による情報収集
	教育相談週間		
5	生徒理解検査 (i-check)	統一LHR (情報モラル) 団体競技を通じたクラスづくり	
	MS リーダーズ活動 開始		
	校内球技大会		
6	全校集会	学	
	第一回迷惑調査		第一回迷惑調査
7		第1回いじめ防止対策委員会	校
	三者懇談 全校集会	保護者対象いじめアンケートの実施	
8	夏季休業		改
9	文化祭・体育大会	目	
	全校集会		
10	教育相談週間	学校行事を通じた人間関係づくり	個人面談による情報収集
	第二回迷惑調査		第二回迷惑調査
11		学校行事を通じた人間関係づくり	安
12	人権週間・「ひびきあいの日」		第2回いじめ防止対策委員会
	人権講話	三者懇談	の
	三者懇談		第三回迷惑調査
1	教育相談週間	職員人権研修会	設置
	職員人権研修会		個人面談による情報収集
2		全校集会	
	全校集会		
3	卒業式		

目的

- 教育相談週間:4月は新担任との人間関係を深めるとともに、個人の1年間の目標を明確にさせる。
- 生徒理解調査(i-check):生徒の性質を理解する。
- 迷惑調査:いじめの有無、校内での実態把握。
- いじめ防止対策委員会:年2回行う。校内組織だけでなく、専門家や地域住民代表者とともに近年に発生した本校でのいじめ事案などから事前防止や今後の対策などを話し合う。
- 人権講話:人権について、講師による講話を実施し、考えさせる。
- ひびきあいの日(人権週間):LHR統一テーマとして、学年ごとに取り組み方を設定し、アサーショントレーニングなどを取り入れ実践を通して人権について考える。
- 職員研修会(教育相談):スクールカウンセラー(臨床心理士)を講師とし、本校の実情に応じた内容で研修を行い、実践力を高める。

8. 重大事態への対応

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(1) 重大事態とは

下記の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあるもの。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 相当期間（30日以上）または、一定期間連続して欠席している場合
- 生徒や保護者からいじめられて、重大事態に至ったという申し立てがあったとき*

*（重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる）

(2) 調査

重大事態が発生した場合は、事態の早期解消をはかるとともに、同種の事態の再発を防止するため、速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。

ア、調査のための組織の設置

「いじめ対応チーム」を母体として、事実関係を明確にする調査を実施する。

事態によっては県教育委員会の指導のもと、専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、「第三者調査委員会」を設置し、調査の公平性・中立性を確保したうえで事実関係の調査を行う。

イ、調査の実施

- いつ (いつ頃から)
- 誰から行われ
- どのような態様であったか
- いじめを生んだ背景事情
- 生徒の人間関係にどのような問題があったか
- 学校や教職員がどのように対応したか など

* 事実関係を、可能な限り網羅的に明確化する。

① いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を行う。
- ・ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導や、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケア・落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・ 当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。

ウ、調査結果の報告

- ① いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ② 調査結果を県教育委員会に報告する。

報告先：岐阜県教育委員会 学校安全課 生徒指導担当

9. 警察との連携

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」では、以下のように定められた。

「(学校は) 在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない

「たとえ学校内であっても犯罪的行為は絶対に許されない。」という大人の厳しい姿勢のもと、警察の援助を受けるべき時期を見定める。その時期とは、教員の指導にも関わらず、重大な問題行動を繰り返した時点であり、説論してもいじめをやめない時は、学校の指導力の限界を超えた状態であり、警察の援助を要請するものとする。

10. インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第19条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を行う。
- 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を行う。 **
 - **こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、援助・助言を依頼する。
- 早期発見の観点から、県教育委員会教育研修課、情報担当者と連携し、学校ネットパトロールの情報を把握し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- 生徒が悩みを抱え込まないように、法務局やいじめ相談ダイヤルなど外部の相談機関も紹介する。
- パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、スマホなど携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。
- 生徒が扱う情報ツールの進化に対応した教職員の研修機会を設定する。

1 1. 情報等の取り扱い及び資料の保管について

【国の指針（不登校重大事態に係る調査の指針）準拠】

資料の保管については、保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事案の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文章等の二次資料及び調査報告書の保存期間は当該児童生徒が**卒業後5年間**とする。

- (1) 生徒理解検査等の有効活用について
 - i-check 検査の検査結果はHR担任が保管し、生徒の性格や生活実態などの把握のための資料として有効に活用する。
- (2) 個人調査データの管理について
 - 迷惑調査、面談記録、i-check 等、一次資料、二次資料とも**卒業後5年間保管**をする。特に記名されたものは、実物を保管する。
 - 【保存期間】 **卒業後5年間**（一次資料、二次資料とも）
 - 【保管場所】 生徒部（教育相談担当者）およびHR担任
 - *生活アンケート（迷惑調査）など全校一斉調査に関するものは、教育相談室で保管。
 - *生徒理解検査および面談記録等についてはHR担任・生徒部保管

岐阜県立池田高等学校「学校いじめ防止基本方針」

平成26年4月策定

令和元年7月改訂・追加

岐阜県立池田高等学校「学校いじめ防止基本方針」

